

介護予防・日常生活支援総合事業

市では、介護保険事業の一つとして「介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」といいます。）」を実施しています。

総合事業は、下記のような「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」で構成されます。市では、この事業を通じて、高齢者が住み慣れた地域で、できる限り要介護状態にならずに暮らし続けられるよう、高齢者の多様なニーズに応えるサービスづくりを進めています。地域で自分らしく暮らし続けていくために、ご自身にあった総合事業のサービスを利用して、自立した日常生活をおくりましょう。



介護予防・生活支援サービス事業

これまで要支援認定者が利用していたホームヘルプサービスおよびデイサービス相当のサービスが、要支援認定者に加え、65歳以上の人で、基本チェックリストにより「介護予防・生活支援サービス事業対象者」と判定された人も利用できるようになりました。さらに、市独自のサービスとして、半日のミニデイサービスや、シルバー人材センターの会員による低廉な家事援助サービスなど、市民のみなさまの状態等に応じた新たなサービスを提供します。



一般介護予防事業

65歳以上の人を中心に、生きがいをづくり、仲間づくりなど役割づくりを大切にしながら、住み慣れた地域で、生き生きと生活していただけるよう、健康寿命を延ばすことを目的とした事業です。足腰の筋力アップのための体操教室や、介護予防の健康教育等を実施します。



介護予防・日常生活支援総合事業の構成

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

【対象者】

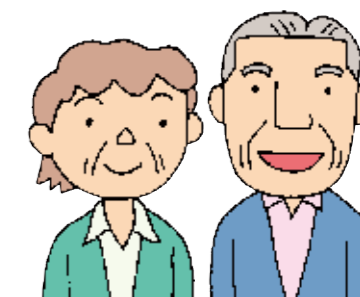
- 要支援1・2の認定を受けた人（在宅者）
- 65歳以上の人で、基本チェックリストにより「介護予防・生活支援サービス事業対象者」と判定された人



一般介護予防事業

【対象者】

- 65歳以上のすべての人



● 訪問型サービス

- ① 自立援助訪問型サービス
- ② 家事援助訪問型サービス
- ③ 短期集中訪問型サービス

● 通所型サービス

- ① 健康向上通所型サービス
- ② 健康維持通所型サービス
- ③ 短期集中通所型サービス

● その他の生活支援サービス

● 配食サービス

70歳以上のひとり暮らし、または高齢者のみの世帯で、健康保持や安否の確認が必要な場合に、平日の希望する曜日（週3日以上）に夕食を配達します。

（1食あたりの自己負担額：普通食400円・塩分制限食500円）

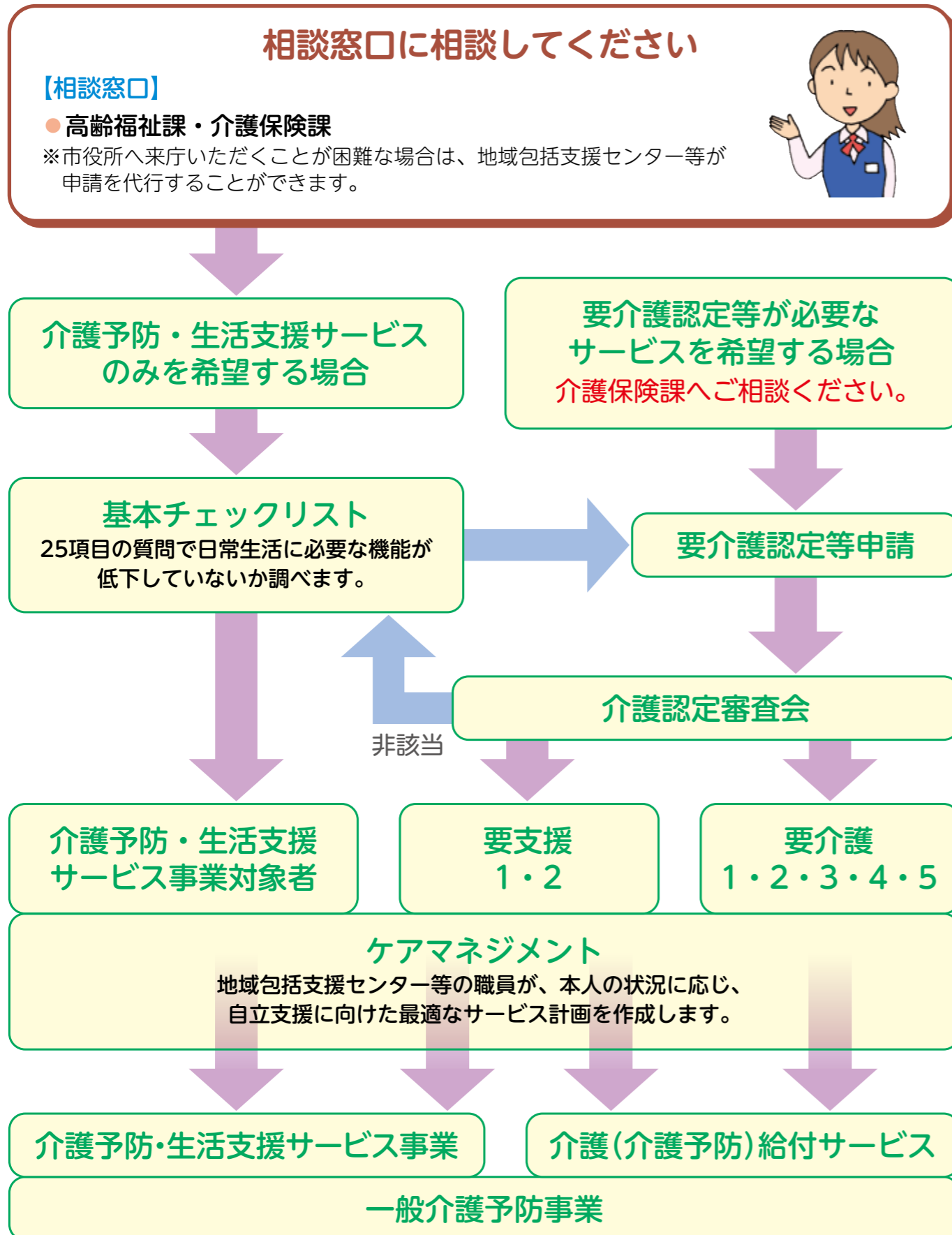
※愛の定期便との同時利用はできません。

● 介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センター等の職員が、本人の状況に応じ、自立支援に向けた最適なサービス計画の作成を行います。

介護予防・生活支援サービス事業

① 介護予防・生活支援サービス事業利用手順



② 訪問型サービス

※サービスの利用には介護予防ケアマネジメントが必要です。



1 自立援助訪問型サービス(従前のホームヘルプサービス相当)

ホームヘルパーがご自宅を訪問し、入浴介助等の身体介護や、家事援助を行います。

| 利用者負担額 | 利用者負担(1割)のめやす | |
|--------|---------------------|------------|
| | 要支援1・2、事業対象者(週1回程度) | 1,201円(月額) |
| | 要支援1・2、事業対象者(週2回程度) | 2,399円(月額) |
| | 要支援2、事業対象者(週2回超程度) | 3,806円(月額) |

※上記の金額は基本的な費用の1割をめやすとして掲載しているものであり、サービスの利用内容によってはさまざまな加算等があります。
 ※負担割合は所得等に応じ1割、2割または3割になります。(P12参照)

2 家事援助訪問型サービス(市独自のサービス)

シルバー人材センターの会員がご自宅を訪問し、調理、洗濯、掃除等の家事援助(身体介護を除く)を行います。1回につき1時間の利用となり、週に2回まで利用できます。

| 利用者負担額 | 150円/回 |
|--------|--|
| | ※一定所得以上の人は300円/回、現役世代並み所得の方は450円/回になります。 |

3 短期集中訪問型サービス(市独自のサービス)

短期集中通所型サービスの利用者のうち、自宅での生活動作や環境に不安を感じている人を対象として、3か月から6か月の短期間に、リハビリ専門職員が期間中1、2回程度、また市の保健師等が月に2回程度ご自宅を訪問し、運動メニューの提案や日常生活に支障のある生活行為の改善に向けた指導等を行います。

また、うつ、閉じこもり等何らかの支援を必要とする人を対象に、市の保健師等が3か月から6か月間ご自宅を訪問し、日常生活に支障のある生活行為の改善に向けた相談指導等を行います。

| 利用者負担額 | 100円/回(リハビリ専門職員訪問時のみ) |
|--------|-----------------------|
|--------|-----------------------|

1か月の利用者負担が上限を超えたとき

同じ月に利用した介護予防・生活支援サービスの利用者負担の合計額(同じ世帯内に介護(介護予防)給付サービスと介護予防・生活支援サービスの利用者が複数いる場合は、世帯合計額)が一定の上限額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。

③ 通所型サービス

※サービスの利用には介護予防
ケアマネジメントが必要です。



1 健康向上通所型サービス(従前のデイサービス相当)

デイサービスセンターにおいて、介護職員等による食事・入浴などの支援や機能訓練等を日帰りで行います。

| | | |
|--------|-------------------|------------|
| 利用者負担額 | 利用者負担(1割)のめやす | |
| | 要支援1、事業対象者(週1回程度) | 1,824円(月額) |
| | 要支援2(週1回程度) | 2,026円(月額) |
| | 要支援2(週2回程度) | 3,672円(月額) |

※上記の金額は基本的な費用の1割をめやすとして掲載しているものであり、サービスの利用内容によってはさまざまな加算等があります。
※負担割合は所得等に応じ1割、2割または3割になります。(P12参照)
※事業対象者の利用は原則週1回程度となります。

2 健康維持通所型サービス(市独自のサービス)

デイサービスセンターや、コミュニティセンター、集会所等において、軽い運動やレクリエーション等のミニデイサービス(半日のデイサービス)を行います。週に1回程度利用できます。

| | |
|--------|-----------------------|
| 利用者負担額 | 利用者負担(1割)のめやす: 291円/回 |
|--------|-----------------------|

※上記の金額は基本的な費用の1割をめやすとして掲載しているものであり、サービスの利用内容によってはさまざまな加算等があります。
※サービスの利用内容によっては、教材費等がかかる場合があります。
※負担割合は所得等に応じ1割、2割または3割になります。(P12参照)

3 短期集中通所型サービス(市独自のサービス)

理学療法士等のリハビリテーション専門職員が、日常生活に支障のある生活行為の改善に向けた支援を、3か月から6か月の短期間に集中して行います。週に2回程度利用できます。

| | |
|----------|---|
| 利用者負担額 | 150円/回(送迎無しは100円/回) |
| 利用できる事業所 | 元気サポート教室 高場(老人福祉センター高場荘) 元気サポート教室 金上(金上ふれあいセンター) |

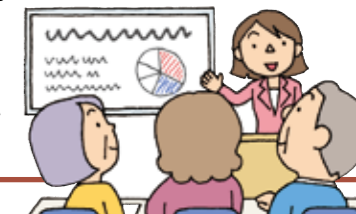
総合事業と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護予防・生活支援サービスと医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合には合算することができます。総合事業と医療保険のそれぞれの月の限度額を適用後、年間(8月~翌年7月)の利用者負担額を合算して一定の限度額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。

一般介護予防事業

高齢者大学

自ら意欲的に学ぶ場として、年度ごとに内容を変えて実施します。
開催時期: 7月~12月/5回程度
会場: しあわせプラザ、ワークプラザ勝田など



【問い合わせ先】 社会福祉協議会

介護予防教室

足腰の筋力アップと認知症予防等を目的とした介護予防教室を行います。参加料: 150円(送迎無しは100円)
※医師から運動制限を受けていない人、要介護の認定を受けていない人が対象となります。

【問い合わせ先】 高齢福祉課

ときめき 元気塾

介護予防、健康づくり、仲間づくりのために、筋力や柔軟性を高める元気アップ体操や、脳トレ・レクリエーションなどを行います。自治会単位で最寄りの集会所等で行っています。
※医師から運動制限を受けていない人が対象となります。



【問い合わせ先】 高齢福祉課

シルバー リハビリ 体操教室

県より認定を受けた体操指導士が講師となり、衰えやすい筋肉を無理なく強化していく体操を実施しています。
※医師から運動制限を受けていない人が対象となります。
会場: 市内コミュニティセンター等



【問い合わせ先】 高齢福祉課